

3 土地改良事業等請負工事の共通仮設費算定基準

〔昭和52年2月22日 開総第195号〕
農地開発部長から各支庁長あて

最終改正 令和6年(2024年)2月20日 事調第1180号

第1 趣旨

共通仮設費とは、土地改良事業等請負工事の価格積算要綱第4の2の(1)、および土地改良事業等請負工事の価格積算要領第5の1に定めるものをいい、その積算については、要綱及び要領に定めるもののほか、基準の定めるところによるものとする。

第2 事業損失防止施設費

事業損失防止施設費は、現場条件を的確に把握し、次の費用のうち必要額を適正に積み上げるものとする。

- 1 工事施工に起因する騒音、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置、撤去及び当該施設の維持管理に要する費用。
- 2 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用。

第3 運搬費、準備費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費及び現場環境改善費の積算方法

これら当該費用は「要領」別表1の工種区分に基づき、所定の率計算による費用に積み上げ計算による費用を加算して行うものとする。

1 率計算による算定

率計算による算定方法は、別表2に定める各工種ごとの共通仮設費率を用い、次式により算定する。
なお、率の対象項目は別表1に示すとおりである。

当該費用＝対象金額×共通仮設費率

対象金額＝直接工事費＋事業損失防止施設費＋支給品費＋貸与額＋準備費に含まれる処分費

(1) 下記に掲げる費用は対象額に含めない。

- ア 簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床板、ポンプ、グレーチング床版、合成床版製品費、大型遊具（設計製作品）、光ケーブルの購入費
- イ 上記アを支給する場合の支給品費
- ウ 鋼桁、門扉等の工場製作に係る費用のうちの工事原価
- エ 大型標識柱（オーバーヘッド柱、オーバーハンク柱）の製作費を含む材料費

(2) 対象金額の算式中に記述の支給品費及び貸与額は、直接工事費及び事業損失防止施設費に必要とされるものとする。

2 共通仮設費率の補正

(1) 施工地域を考慮した共通仮設費率を補正は、別表3の適用条件に該当する場合、別表2の共通仮設費率に補正係数を乗じる。

ただし、フィルダム工事には適用しない。

(2) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、別表3に示す補正係数の他、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。

3 積上げ計算による算定

積上げ計算による算定方法は、別表1に定める項目について現場条件を的確に把握し、必要額を適正に積み上げるものとする。

なお、運搬費の算定は別紙によるものとする。

4 現場環境改善費

現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善費を行う場合は率計上とし、また、費用が巨額となり現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断される場合は積上げ計上とする。

(1) 積算方法

ア 積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上するものとする。

$$K = i \cdot P_i + \alpha$$

ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000円未満切り捨て）

i：現場環境改善費率（単位：%、小数第3位四捨五入2位止め）

P_i：対象額（単位：円、直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費）

α：積上げ計上分（単位：円、1,000円未満切り捨て）

対象額：P _i		現場環境改善費率：i（%）
直接工事費（処分費等を除く） ＋ 支給品費	5億円以下の場合	$i = 261.7 \cdot P_i^{-0.3279}$
	5億円を超える場合	0.37

イ 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。

(2) 適用などの詳細については、「工事における現場環境改善費の積算要領」を参照するものとする。

別表1 共通仮設費率適用範囲

項目	率の対象項目
運搬費	1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出(組立・解体を含む)に要する費用 (2) 器材等(型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板(積上げ計上分を除く)、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管等)の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 (3) 建設機械の自走による運搬に要する費用 (4) 建設機械等の日々回送(分解・組立、輸送)に要する費用 (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用
準備費	1 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 2 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦・横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用 3 準備として行う以下に要する費用 (1) ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用(チェーンソー等による伐採作業を除く) (2) 除根、除草、整地、段切り(ため池及びダム等の堤体部を除く)、すりつけ等に要する費用。なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む。(農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く)
安全費	1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 2 不稼働日の保安要員等の費用 3 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類等の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用(大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く) 5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 6 酸素欠乏症の予防に要する費用 7 粉塵作業の予防に要する費用「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備、「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」に伴う各ばく露防止対策は、仮設工に計上する) 8 トンネル等における防火安全対策に要する費用 9 安全用品等に要する費用(墜落制止用器具(フルハーネス型)を含む) 10 安全委員会等に要する費用
役務費	
技術管理費	1 農業土木工事施工管理基準の品質管理に含まれる試験に要する費用 2 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 3 工程管理のための資料の作成等に要する費用 4 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用 5 建設材料の品質記録保存に要する費用 6 コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 7 コンクリートのひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査に要する費用 8 PC上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 9 塗装膜厚施工管理に要する費用 10 施工管理で使用するOA機器の費用(情報共有システムに係る費用(登録料及び利用料)を含む) 11 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用
営繕費	1 現場事務所、労働者宿舎、倉庫等の営繕(設置・撤去、維持・修繕)に要する費用 2 1に係る土地・建物の借上げに要する費用 3 労働者を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用(海上輸送等での労働者の輸送に要する費用は除く) 4 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕(設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ)に要する費用(フィルダム工事)